高齢者等の外出支援タクシー「ひまわりタクシー」利用マニュアル

利用申請されたみなさまへ

外出支援タクシー（ひまわりタクシー）は、高齢者等の移動にお困りの方の買い物や通院などの日常生活に必要不可欠な外出を支援するためのものです。民間タクシーを活用して行いますが、外出の目的（行先）など制限を設けております。

本事業の趣旨をご理解いただき、適正な利用をお願いいたします。また、利用者の利便性向上に努めておりますが、よりよい移動サービスを行っていくため、利用者のみなさまへアンケートを実施する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〈タクシーの予約先〉
●鳥栖構内タクシー　☎0942-83-4101
●吉野ヶ里観光タクシー　☎0952-51-1333
※利用登録証の裏面にも記載しています。

利用登録証・利用助成券が届いたら

利用登録証・・・外出支援タクシーを利用する際は、必ず携行してください。
（同乗する場合も同様です）

利用助成券・・・申請日における年度末までの月数に応じて交付しています。（令和７年度は７２枚が上限）　ミシン目に沿って切り取ってからご使用ください。

外出支援タクシーの利用方法

①タクシーの予約（利用日の１週間前から可）

利用登録証裏面のタクシー事業者へ直接「電話」で予約します。

注）利用できる事業者は、鳥栖構内タクシー、吉野ヶ里観光タクシーです。

★「みやき町ひまわりタクシー」の予約と告げ、お名前、登録番号、利用日時、行先などをお伝えし、予約します。

②利用助成券の使用

タクシー運賃をお支払いする際に、乗務員に「利用助成券」を提出します。１枚につき 500 円を差し引いた運賃をお支払いください。

★１人で利用する場合、運賃の範囲内で、２枚まで使用できます。（運賃が 1,000 円以上であれば２枚使用可）

★複数人で利用する場合、運賃の範囲内で、１人につき、１枚使用できます。

注）運賃の額以上の助成券の使用はできません。

【重要】

予約した後、キャンセルする場合は、必ずタクシー事業者へ連絡をお願いします。

予約したにも関わらず、タクシーを利用しなかった場合は、「迎車料（500 円）」を負担いただきます。なお、迎車料の支払いに利用助成券は使用できません。

③複数人での利用

目的地が同じ場合、家族や近所の方などと一緒に利用することができます。この場合、利用助成券は、運賃の範囲内で、それぞれ１枚使用できます。

注）予約は代表者が行ってください。

注）同乗される方も利用登録証の交付を受けた方に限ります。

※介助が必要な方の介助者は、利用登録の有無に関係なく同乗することができます。

【重要】
福祉タクシー券など、町が行う他の支援事業と併用はできません。

④利用できる日・時間

指定するタクシー事業者の営業日・時間であればいつでも利用できます。

（曜日・時間の制限はありません。）

⑤利用できる範囲

乗降場所（出発地・到着地）のいずれかが、みやき町内でなければなりません。

また、１回の利用で概ね 30 分以内で移動できる範囲とします。

例）○　乗る場所（自宅：みやき町）→　降りる場所（病院：みやき町）
　　○　乗る場所（自宅：みやき町）→　降りる場所（病院：久留米市）
　　○　乗る場所（病院：久留米市）→　降りる場所（自宅：みやき町）
　　×　乗る場所（病院：久留米市）→　降りる場所（スーパー：久留米市）

⑥利用できる場所

商業施設、医療機関、町内の公共施設、金融機関の各施設です。

注）娯楽や遊戯等の施設は利用対象外です。

例）○　商・・・スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニ、美容室　など
　　○　医・・・病院、調剤薬局、歯科、整骨院　など
　　○　公・・・役場やこすもす館などの公共施設（町内）、駅、バス停　など
　　○　金・・・銀行、郵便局、農協　など
　　×　パチンコ、競馬、カラオケ、飲食店　など

☀午前中に予約が集中します☀
「早めの予約！　混む時間を避けて！
時間にゆとりを持って！」ひまわり
タクシーをご利用ください。

大切なお知らせ

利用助成券は、再交付できませんので、大切に保管してください。また、第三者に譲渡や売買等、不正に利用した場合は、助成した金額を返還していただく場合があります。

令和６年度の利用助成券（赤枠）は、令和７年４月１日以降に使用することはできませんので、ご注意ください。（令和７年度へ繰り越しはできません）

令和７年度の利用助成券の色は、白色で枠が青色です。お間違えのないようにお願いします。

みやき町役場　まちづくり課　TEL 0942-96-5526